

令和7年度 土佐清水市結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！

家賃や引越・リフォーム費用の
補助があります！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概 要

どんな世帯が
対象なの？

- ① 令和7年1月1日から令和8年2月28日までに婚姻した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満^(注)の世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
(注)「ご夫婦の所得500万円」を年収に換算すると、約640万円～690万円程度
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 土佐清水市内に新たに住居を購入・賃借し居住した世帯
- ⑤ 土佐清水市税等・高知県税を滞納していない世帯
- ⑥ 土佐清水市に5年以上定住する意思のある世帯 など

どんな費用が
対象なの？

- | | |
|-----------|--|
| ・新居の住居費 | ㉞新居の購入費
㉟新居の家賃・敷金・礼金、共益費、仲介手数料
㊱新居のリフォーム費用 |
| ・新居への引越費用 | ㊲引越業者や運送業者に支払った引越費用 |

いくら補助を
受けられるの？

㉞～㊲を合わせて1世帯あたり上限30万円です。
※29歳以下は上限60万円。

申請方法は？

令和8年3月5日までに市役所企画財政課へ申請。
申請時に必要な書類がありますので、事前にご相談ください。
詳細はホームページ、「土佐清水市 結婚新生活支援事業費補助金」で
検索を！

【お問合せ先】

土佐清水市企画財政課 政策企画係

電話：0880-82-1217

Mail: kikaku-lg@city.tosashimizu.lg.jp



●補助対象者【次のすべての要件を満たす新婚世帯】

- ・令和7年1月1日～令和8年2月28日までに婚姻した夫婦
 - ・上の期間に土佐清水市内に新たに住居を購入・賃借・リフォームし、居住している夫婦
 - ・婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること
 - ・夫婦いずれもが新居を住所として居住していること
 - ・夫婦いずれもが土佐清水市税等・高知県税を滞納していないこと
 - ・直近年の夫婦所得の合計が500万円未満であること
(所得500万円の目安…給与の場合、年収約640万円～690万円程度)
- ※貸与型奨学金を返済している方は、返済額を所得から控除し算出
- ・土佐清水市に5年以上定住する意思のある者
 - ・過去に夫婦いずれもが結婚新生活支援事業に基づく補助を受けたことがないこと
 - ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
 - ・暴力団員等でないこと

●対象経費

新婚世帯が市内で住宅を購入、賃借をするための費用及び引越費用で、令和7年4月1日から令和8年3月4日までの支払済費用の合計額とします。ただし、住居費については、補助金の申請日において現に居住している住宅に係る費用に限ります。

1.住居費：住宅の購入費、リフォーム費用、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料

※勤務先からの家賃補助等は除いた費用

2.引越費用：引越業者や運送業者に支払った費用

●補助金額 一世帯上限30万円まで（夫婦とも29歳以下の世帯は60万円まで）

●提出書類（本市の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができます。）

- 1.補助金交付申請書（様式第1号）
- 2.婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 3.住民票の写し（公簿確認可）
- 4.直近年の所得証明書
- 5.市税・県税等納税証明書（土佐清水市税のみ公簿確認可）
- 6.住宅の売買契約書または工事請負契約書等（住宅を購入する場合）
- 7.住宅の賃貸借契約書（住宅の賃借をする場合）
- 8.住宅のリフォーム工事請負契約書または請書（住宅のリフォームをする場合）
- 9.住宅手当支給証明書（住宅の賃借をする場合）（様式第2号）
- 10.誓約書（様式第3号）
- 11.同意書（様式第4号）
- 12.貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- 13.申請する補助対象経費に係る領収書の写し
- 14.前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類